症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第十項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

２～10　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定は、令和二年五月一日以降に離職した者について適用する。

○厚生労働省令第百十七号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成十二年厚生省労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（借受書）	
第八条　部局長は、第三条の規定により貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。	（新設）
一　借受物品の品名及び数量	
二　借受期間	
三　返納期日及び返納場所	
四　貸付条件に従う旨	
（貸付物品の亡失又は損傷）	（貸付物品の亡失又は損傷）
第九条　（略）	**第八条**　（略）
（譲与）	（譲与）
第十条　（略）	**第九条**　（略）

改正後	改正前
（譲与の申請）	
第十一条　部局長は、前条第二号及び第四号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、部局長が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。	（譲与の申請）
一～四　（略）	**第十条**　部局長は、前条第二号及び第四号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。
（譲与の承認）	
第十二条　部局長は、前条本文の規定による譲与の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。	一～四　（略）
一～四　（略）	（譲与の承認）
（受領書）	**第十一条**　部局長は、前条の規定による譲与の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
第十三条　部局長は、第十条の規定により物品を譲与するときは、当該物品の譲受人から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、部局長が、その必要がないと認めるときは、譲受人から受領書を徴しないことができる。	一～四　（略）
一　譲与物品の品名及び数量	（新設）
二　譲与条件に従う旨	
（医薬品の譲渡）	（医薬品の譲渡）
第十四条　（略）	**第十二条**　（略）
（医薬品の譲渡の申請）	（医薬品の譲渡の申請）
第十五条　部局長は、前条の規定による医薬品の譲渡を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。	**第十三条**　部局長は、前条の規定による医薬品の譲渡を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
（医薬品の譲渡の承認）	（医薬品の譲渡の承認）
第十六条　部局長は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。	**第十四条**　部局長は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）